

スクールソーシャルワーカー（SSW）支援システム構築業務委託事業者

公募型プロポーザル 募集要領

1. 目的

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等による相談記録や統計資料については、SSW等が作成した手書き資料、アクセスやエクセルデータ、紙媒体等で対応してきた。相談件数が年々増加する中、年度ごとに相談記録を管理しているため、児童生徒の過年度の相談記録を一覧として時系列で閲覧できないなど、現状を把握する時の事務量も多く、必要時に迅速に児童生徒の正確な情報を得ることが困難であり、情報の適切な整理、一元化が課題となっている。

新たにシステムを導入することにより、各種業務の作業能率向上や、児童生徒の相談記録を適切に管理することで切れ目のない支援の強化を図ることを目的とする。

2. 募集対象業務概要

(1) 業務名

SSW支援システム構築業務

(2) 業務内容

別添「SSW支援システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、導入は今年度に完成とする。

(3) 履行期間

契約期間：契約締結日から令和6年（2024年）3月31日 まで

システム導入業務：契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

システム稼働予定：令和6年（2024年）4月から

システム保守：令和6年（2024年）4月から令和11年（2029年）3月31日まで

なお、システム保守に係る契約については、システム導入後、別途契約を締結するものとする。

(4) 提案価格（予算概要）

SSW支援システム構築業務

提案上限額 9,438,000円（消費税及び地方消費税を含む。構築期間中にかかる費用のみ）

提案価格は、打ち合わせ、研修等において生ずる経費等、構築期間中にかかる経費を含め全ての対応を行う費用を含むものとする。また、構築可能で実現性を伴う提案であることとし、仕様書の機能要件仕様書中、機能を必須とする要件を満たすために各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用しパッケージシステム改修を行うことで実現するに必要な費用を含むものとし、見積書に記載すること。契約に必要な正式な見積書は、事業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

なお、参考見積で提案いただく予定のシステム稼働保守にかかる価格は、提案価格に含まないが、選定上の価格評価を行ううえで考慮するものとする。

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年7月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) プライバシーマーク又はISO27001若しくはこれらと同等の個人情報保護に係る第三者認証を取得していること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続き開始の申し立てを含む。以下「更正手続き開始の申し立て」という。）をしていない者又は更正手続き開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更正手続き開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続き開始の申し立てをしなかった者又は更正手続き開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 提案を行うシステムが、他自治体において、当該事業の契約実績もしくは類似業務の教育委員会への導入・運用実績を有していること。
- (10) 現場説明会に参加すること。
日時 令和5年(2023年)7月7日(金) 15時から16時予定
会場 豊中市教育委員会児童生徒課創造活動係

(豊中市服部西町4丁目13番1号 青少年交流文化館いぶき1階)

※説明会に出席しない事業者は、審査対象外となりますので、必ず出席してください。

4. スケジュール (予定)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 募集要領等の公表 | 令和5年(2023年)7月3日(月) |
| (2) 現場説明会参加申込書等提出期限 | 令和5年(2023年)7月6日(木)15時 |
| (3) 現場説明会 | 令和5年(2023年)7月7日(金)15時～ |
| (4) 質問書の提出 | 令和5年(2023年)7月10日(月)15時 |
- ※質問は様式1を電子メールにて事務局まで送付してください。
※質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。
- | | |
|-----------------|------------------------|
| (5) 質問回答日 | 令和5年(2023年)7月18日(火) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和5年(2023年)7月21日(金)15時 |
| (6) 第一次審査(書類審査) | 令和5年(2023年)7月28日(金) |
- ※提案者が4者以上となった場合に実施し、3者以下の場合には実施しません。
- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (7) 書類審査結果送付 | 令和5年(2023年)7月31日(月) |
| (8) 第二次審査(面接審査) | 令和5年(2023年)8月2日(水)を予定 |
| (9) 審査結果の通知 | 令和5年(2023年)8月上旬発送予定 |
- ※メール等にて通知
- | | |
|--------------|-------------------|
| (10) 委託契約の締結 | 令和5年(2023年)8月上旬予定 |
|--------------|-------------------|

5. 応募方法

(1) 現場説明会参加申込書等の提出

①. 提出書類

- ・現場説明会参加申込書 (様式2)
- ・機密情報に関する誓約書 (様式3)

※ 機密情報に関する誓約書(様式3)の提出をもって「豊中市教育情報セキュリティポリシー」及びその他別紙、参考資料を提供する。

②提出期限

令和5年(2023年)7月6日(木)15時(必着)

※郵送についても同様。

③提出方法 持参又は郵送のいずれかとする。

※郵送により提出する場合は書留とし、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

(2) 現場説明会への参加

日時 令和5年(2023年)7月7日(金)15時から16時まで

会場 豊中市教育委員会児童生徒課創造活動係

(豊中市服部西町4丁目13番1号 青少年交流文化館いぶき1階)

※説明会に出席しない事業者は、審査対象外となりますので、必ず出席してください。

(3) 提案書類の提出

①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 4
2	誓約書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印。	様式 5
3	会社概要		様式 6
4	業務経歴書		様式 7
5	企画提案書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印 ・ ただし押印は 1 箇所のみとし、全ページに押印する必要はない。	
6	業務実施体制		様式 8
7	管理技術者及び担当技術者の業務実績		様式 9
8	業務協力会社体制（役割分担） 予定		様式 10
9	見積書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印を押印	様式 11
10	参考見積書		様式 12
11	スクールソーシャルワーカー （SSW）支援システム機能要件仕様書		様式 13
12	入札参加停止措置等状況調書		様式 14
13	資格証明する文書の写し	・ プライバシーマーク、ISO27001 等セキュリティ、個人情報保護に関する資格を保有することを証明する文書の写し	
14	辞退届	現場説明会参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合提出すること	様式 15

②提出期限

令和5年（2023年）7月21日（金）15時まで

※郵送についても同様。

③提出部数及び形式

NO 1 は正本 1 部

NO 2 -NO 1 4 正本 1 部、副本は紙で10部および電子データにて提出。

* 副本の電子データを格納した記録媒体（DVD-R）1枚を提出すること。

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- i 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、「仕様書」の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- ii 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- iii 原則、日本工業規格A版の用紙を用いて片面印刷とすること。
- iv 図は、原則、文章の補助として用いること。
- v ページ番号を付すこと。
- vi 総ページ数は、表紙、目次を含めて50ページ以内とすること。（機能要件仕様書を除く。）
- vii その他詳細については「仕様書」による。

④提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

6. 選定方法

(1) 審査方針

- ①「スクールソーシャルワーカー（SSW）支援システム構築業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査する。
- ②選定委員会は、仕様書に基づいて提出された企画提案書類一式、プレゼンテーションの内容及び価格について、審査、評価を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を優先契約候補事業者として決定する。
- ③審査基準等に関する詳細は、選定委員会において定める。
- ④審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、候補者を選定する。

(3) 書類審査

提案者が4者以上になった場合は、面接審査に先がけて、書類審査を行い、審査基準に基づき審査委員会委員の合議により順位を決定し、上位3者を面接審査実施対象者とする。

書類審査の合否結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には面接審査の日時を通知する。

(4) 面接審査

提案者が面接会場に来場のうえ、提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から提案し、プレゼンテーションにより提案された内容が、複雑多様化するSSW等による相談支援業務等の円滑化・効率化に寄与・貢献するか等を審査委員が判断するため面接審査を行う。

面接審査に必要となる機材（ノートパソコン・電源タップ等）は提案者が準備するものとする。ただし電源・プロジェクター・スクリーンについては、1か所は豊中市教

育委員会事務局が準備する。

面接審査では、企画提案書類に基づき、審査委員から質疑を行う。

面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とする（説明時間20分・質疑応答15分程度。設営時間等5分）。

追加資料等は、豊中市教育委員会事務局が求める場合を除き不可とする。

面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の事業責任者、事業担当者とする。

別紙評価基準の項目に関して審査する。制限時間内に企画提案内容についてわかりやすく説明すること。

(5) 優先契約候補事業者の決定について

事業者から提出された企画提案書類及び企画提案書類に基づくプレゼンテーションの評価点数の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。ただし、第二次審査（面接審査）の結果、全体配点の50点未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としない。また、得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ優先契約候補事業者と決定する。

(6) 次点以下の決定について

次点以下も（5）と同様に決定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、面接審査を行ったすべての提案者に対して、令和5年8月上旬にメール等にて通知する。なお、優先契約候補事業者は豊中市教育委員会事務局と仕様並びに価格等の協議のうえ、豊中市教育委員会事務局の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- (2) 提案上限額を超える提案を行った場合
- (3) 提出書類において虚偽の記載がある場合
- (4) 提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- (7) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

(1) 優先契約候補事業者とは、令和5年8月上旬を目途に契約手続きを行う。その際、豊中市に事業者登録のない場合は、契約締結までに下記書類をフラットファイルに綴り、一部提出すること。

業者登録カード、債権者登録申込書、郵送書類チェックリスト、入札参加資格審査申込書、印鑑証明書、委任状、商業登記簿本（登記事項証明書）、法人税・所得税の納税証明書、豊中市が発行する未納の納税がない証明書もしくは市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）、取引実績書、有資格者数一覧表、営業許可証の写し等、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険・労働保険加入状況確認書類

(2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに豊中市教育委員会事務局と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点受託候補者と契約交渉を開始する。

(3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

(4) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

9. 留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。

(3) 現場説明会参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式15）を文書で提出すること。

(4) 審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。

(5) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。

(6) 質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。

(7) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。

(8) 提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。

(9) 企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13時年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-0858 豊中市服部西町4-13-1

豊中市教育委員会事務局 児童生徒課 担当：岩本、河邊

TEL 06-4866-6371

FAX 06-4866-6385

E-mail kyoshounen@city.toyonaka.osaka.jp